

都市再開発事業補助金等交付要綱第3条第2号イに規定する知事が定める基準は、次のとおりとする。

第1 補助の必要性

事業計画の内容上、県の補助を真に必要とするものであること。

第2 施行区域等

1 次の各号のいずれかに該当するものであること。

(1) 次のいずれかの区域内で行われ、かつ当該区域におけるまちづくりの具体的な計画に従って行われるもの。

ア 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3第2項に基づく都市再開発の方針が定められた区域

イ 都市計画区域内にある計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針が定められた区域

ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号又は第4号に規定する地区計画等が定められた区域

エ 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-16-(3)に規定する市街地総合再生計画が定められた区域

オ 要綱附属第Ⅱ編イ-13-(2)に規定する地区再生計画が定められた区域

(2) 施行地区の面積が1,500㎡以上であり、かつ、施行地区内の敷地及び敷地以外の一団の土地について所有権又は借地権を有する5人以上の者の共同化に係るもの、又はこれに準ずるものとして特に知事が認めたもの。この場合において、当該所有権等を有するものの人数の算定上、1の権利を共有するものは1とみなす。ただし、1の構えを成す建築物等の整備を目的に共有する場合については、共有する前に所有権等を有していたものの人数をもって算定することとする。また、土地又は借地権の信託の委託者がある場合については、委託者の人数をもって算定することとし、当該受託者については所有権等を有するものとみなさないこととする。

(3) 要綱に定めるマンション建替タイプで、昭和45年の国勢調査による人口集中地区の区域内で行われるもの。

2 住戸の建設を伴う場合は、原則として、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域において行われるものでないこと。

第3 建築物の形態、意匠等

1 建築物の形態、意匠等並びに空地の配置及び整備の内容については、個性豊かなまちなみを形成し都市景観の向上に資するものとなるよう、管轄市町村と協議のうえ、計画されたものであること。

2 住宅の建設を伴う場合は、原則として、住戸の専用面積は25㎡以上を確保し、かつ、半数以上の住戸について40㎡以上を確保したものであること。